

ご自宅の修繕・改築などの リフォーム工事に補助が受けられます

緊急経済対策住宅リフォーム補助

市民の皆さんが市内業者を利用し、自宅の修繕・改築などの住宅リフォームを行う場合に、経費の一部を補助します。この制度は、市内の職人さんの技を活用し、地域経済の活性化や技術の伝承、雇用の安定を図るために行う事業です。

対象となる工事

- 1 市内に本社がある業者へ発注する補助対象工事費が10万円以上の住宅リフォーム工事
- 2 平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に着手し、かつ完了できる工事
- 3 他の制度の補助を受ける場合は、その補助対象工事を除く

補助の対象にならない工事費用

- ・設備機器等の購入費
 - ・市外の下請け業者による工事費用
 - ・新築または10㎡を超える増築工事
 - ・日常的に居住していない離れ
 - ・車庫など設置および修繕工事
 - ・サンルーム、ベランダなどの増築及び修繕工事
 - ・外構工事
 - ・カーテン、床暖房の設置工事
 - ・設計費用および申請手数料 など
- これらの工事以外に、平成23年度24年度にリフォーム工事を行的、補助金の交付を受けている方及び住宅は、対象となりません。

対象となる住宅

補助対象者が所有し、自ら住居としている市内の住宅。店舗、事務所などとの併用住宅については、住居部分のみが補助対象になります。

補助金の限度額

補助対象工事費の20%以内で最高20万円(千円未満は切り捨て) ※甲賀市の予算の範囲内に限ります。

補助対象者

市内に居住し、市税などを滞納していない方。

申込方法

所定の申込用紙に、住所、氏名、工事内容、工事費、施工業者名、予定工期等を記入し、申込期間中に商工政策課または各市民センター窓口へご提出下さい。(郵送可)

※申込用紙は、市ホームページまたは、市役所窓口で

◎送付先 〒528-8502甲賀市水口町水口6053
甲賀市役所 商工政策課 商工業振興係

申込期間

4月1日(月)～5月31日(金)必着
※郵送の場合は最終日消印有効

申し込みをされた方には、6月上旬に審査の上、補助金の申請書類を送付しますので、改めて補助金交付申請をしていただきます。 ※申込者が多数の場合は公開抽選で補助候補者を決定

◎その他 補助金交付申請には、工事着手前の写真が必要です。工事に入る前に、必ず工事箇所全ての詳細な写真を撮影してください。

問い合わせ 商工政策課
☎65-0709 ☎63-4087

忍んでも忍びきれない伊賀上野 伊賀市

～伊賀上野NINJAフェスタ2013～



春の恒例イベント伊賀上野NINJAフェスタでは、「忍者変身処」で忍者に変身して街中を散策したり、「まちかど忍者道場」で手裏剣打ちなどの忍者修行をしたり、忍者気分を満喫できます。また、期間中は街中に隠れているさまざまな忍者を見つける「まちなか忍びの者を探せ」や日替わりでの楽しいイベントもあり、盛りだくさんの内容です。

【どこ】伊賀市街地
【アクセス】伊賀鉄道上野市駅下車徒歩

伊賀上野NINJAフェスタ
実行委員会事務局
☎0595-2219670(平日)
☎080-264317418
期間中の土日祝日祝日
☎0595-2219695

旧亀山城多門櫓 亀山市

～よみがえる江戸の美白～



「城下町かめやま」のシンボルである旧亀山城多門櫓。伊勢亀山城の遺構の一つで、県内では城郭の石垣上に残る唯一の櫓遺構として、昭和28年に「三重県史跡」に指定されています。

市民文化部文化振興局
まちなみ文化財室
☎0595-9611218

日、祝日の午前10時～午後4時。
【アクセス】東名阪自動車道「亀山IC」より亀山方面へ約10分

甲賀市広報課 ☎65-0675 ☎63-4619
伊賀市秘書広報課 ☎0595-22-9636 ☎0595-22-9617
亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5022 ☎0595-82-9685

地域特産品の開発・改良を 市がサポート

II 地域特産品開発事業補助 II

新しい甲賀ブランドの創出をめざし、地域特性を活かした特産品の開発や販売促進等に必要経費に対して、経費の一部を補助します。

△補助制度概要▽

- 補助対象事業者
市内で1年以上事業を行う、法人又は個人
- 補助対象事業
他の補助金の対象となっていない下記の事業
- (1) 特産品の開発又は既存の特産品を改良し、新しく商品化する事業
- (2) 特産品の製造について、甲賀市で生産する原材料を使用し、商品化する事業
- (3) 商品又は商品名が甲賀市の魅力を発信できるものを商品化する事業

■補助率等
補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内
補助金の限度額は、新規商品の開発事業は50万円、既存商品の改良事業は10万円

■募集期間
平成25年4月1日(月)～6月28日(金)

問い合わせ
商工政策課 商工業振興係
☎65・0709 ☎63・4087

4月6日(土)～15日(月)

スピード控え

思いやり運転を

4月6日から同15日までの間、春の全国交通安全運動が実施されます。今年の重点は次の3点ですが、新学期に入り子どもたちも慣れない通学路を使います。スピードを控え、思いやりある運転に心がけてください。

- 1 自転車の安全利用
 - ・二人乗りや、運転中の傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用など、周りの人に危険を及ぼす行為は禁止されています。
 - ・早めにライトを点灯するとともに、反射材を着用して、自身の存在を周囲に知らせましょう。
- 2 シートベルト着用の徹底
 - ・少しの距離の移動であっても、すべての座席でシートベルト(またはチャイルドシート)を着用しなければなりません。
 - ・チャイルドシートは、効果を発揮させるため、説明書をよく読んで正しく着用させましょう。

- 3 飲酒運転の根絶
 - ・飲酒運転は重大事故に直結する悪質な犯罪です。
 - ・仲間うちでお酒を飲みに行くときは、帰りの運転に備えて飲酒をしない人(ハンドルキーパー)を決めましょう。

問い合わせ
生活環境課
☎65・0686 ☎63・4582